

家庭のエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」


米原市スマートエコハウス普及促進補助金



事後申請

- 補助期間 令和6年度から令和8年度まで
- 補助対象者 米原市民
- 補助対象事業 個人用住宅における省エネ・創エネ設備の設置工事
※市内事業者の活用等が条件です。
- 申請方法 工事費用支払後に、市役所環境政策課に申請
※令和6年度の申請期限は令和6年12月27日までです。
※予算が無くなり次第受付終了となります。

補助金の概要

住宅用太陽光発電システム	4万円	
高効率給湯器（エネファーム）	6万円	※既存の給湯器からの交換のみ補助対象
高効率給湯器（エネファーム以外）	2万円	※既存の給湯器からの交換のみ補助対象
蓄電池	4万円	
V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）	2万円	
太陽熱利用システム	2万円	
置き配ボックス 	1万円	※補助対象経費の1/2以内

※中古設備は補助対象外です。

※国や県等が実施する各種補助金との併用が可能です。

※その他詳細は、裏面および米原市スマートエコハウス普及促進補助金交付要綱を御確認ください。

補助対象事業の詳細

《対象事業等》

- 住宅に二酸化炭素の排出の削減に効果がある下記に掲げる対象設備を設置したもので、その対象設備は下記の交付要件を満たし、次のいずれにも該当するものとする。
 - ・補助金の交付申請を行う年度内に支払が完了したものであること。
 - ・各種法令等に遵守したものであること。
 - ・商用化され導入実績があるもので、中古設備でないこと。
 - ・市内に本店または事務所機能を有する支店等を有する事業者において製造、購入または設置したものであること。
- 対象設備の設置に係る経費とし、消費税および地方消費税は除くものとする。ただし、過去にこの補助金の交付を受けて行った対象設備に係る経費は、この補助金の補助対象経費としない。
- 補助金の交付は、補助対象となる物件1軒当たり1回限りとする。

《対象者》

- 補助対象者は、補助対象事業を実施するものであって、次に掲げる全てを満たす者とする。
 - ・補助対象者が、交付申請を提出するまでに補助対象事業を実施した住宅の所在地を住民登録地とすること。
 - ・市税等の滞納がないこと。
 - ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
 - ・米原市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
 - ・米原市気候非常事態宣言の趣旨に賛同し、自ら温室効果ガス排出量を削減する取組を率先して行うものであること。

《対象設備の条件》

設備名称	補助金額	交付要件
住宅用太陽光発電システム	4万円	・発電容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。
高効率給湯器 （エネファーム）	6万円	・既存の給湯器からの交換であること（新築住宅への設置は対象外）。 ・一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。
高効率給湯器 （エネファーム以外）	2万円	・既存の給湯器からの交換であること（新築住宅への設置は対象外）。 ・エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（令和2年11月2日経済産業省告示第243号）に規定する省エネルギーラベルにおいて多段階評価点が2.6以上であること。
蓄電池	4万円	・太陽光発電と併せて設置する、または既設の太陽光発電を備えていること。 ・太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの ・JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているものであること。 ・蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの
V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）	2万円	・太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。 ・太陽光発電と併せて設置する、または既設の太陽光発電を備えていること。
太陽熱利用システム	2万円	・以下のいずれかを満たすこと。 （ア）導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 （イ）導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 （ウ）停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ・太陽光発電システムは、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。 ・JIS規格に準拠しているもの、または一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。
置き配ボックス	1万円 （1/2以内）	・受取人が不在時の運送業者による宅配物の宅配および受取人による宅配物の受取が可能であること。